法曹人の新しいフィールド

第29回 在中国的専門家―法整備支援

独立行政法人国際協力機構（JICA）長期派遣専門家／大阪弁護士会会員 白出 博之 Shirade,Hiroyuki

1 はじめに

私は独立行政法人国際協力機構（JICA）長期派遣専門家として2011年1月から中国に赴任し法整備支援に携わっている。1996年ベトナムへの法整備支援プロジェクト（以下「PJ」と略す。）を嚆矢として、共産主義国の市場経済化支援や紛争終結国の復興援助のため、ODA事業として法整備支援が開始され、近年ではアジア諸国の投資環境整備の一環、またアジア・アフリカの紛争影響国における国造り支援の一環としても法整備支援ニーズが高まっており、その対象分野・対象国が拡大している[1)]。

2 中国への法制整備支援事業

(1)中国では1999年憲法改正に際し「依法治国を実行し、社会主義法治国家を建設する」条項が明記され、2010年を目途に社会主義市場経済における法システム構築が目標とされた。2001年10月外務省「対中国経済協力計画」に基づくODA事業として、JICAは「改革・開放支援」を知的財産権保護、WTO協定遵守、税務行政の充実、証券市場整備、独占禁止法運用等における技術協力・人材育成支援で開始し、「健全な市場経済化の推進」を法制度整備面から支援する事業として2004年11月「経済法・企業法PJ」が行われた（2005年会社法・証券法。2006年企業破産法。2007年独占禁止法・市場流通関連法規）。

(2)中国では経済社会の急激な発展に伴う事件増加、特に新類型事件が増えて訴訟法が一定分野で人民の司法ニーズの充足が困難となり、第11期五カ年計画（2009～13年）では刑事、民事、行政の三大訴訟法改正が課題とされた。これに対応すべく法律起草担当機関である全人代法制工作委員会民法室をカウンターパート（以下「C/P」と略す。）とする「民事訴訟法・仲裁法改正PJ」が2007年11月に開始され、さらに枠組みを拡大して2009年権利侵害責任法、2010年渉外民事関係法律適用法の制定を支援した。

2010年開始の国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」では、支援対象が民事関連法（相続法、消費者権益保護法、著作権法等）に拡大され、その専門家に応募した私は2011年1月から北京着任、さらに2012年開始の国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」（C/P法工委行政法室。行政訴訟法、環境保護法等）の業務を兼任している（以下これらを「本事業」と略す。）。支援対象のうち、2012年8月に改正民事訴訟法が成立し、環境保護法、消費者権益保護法ともに最終審議を待つ段階にある[2)]。

3 中国法整備支援での専門家業務の実際

(1)JICA専門家は、途上国に対する技術協力のために派遣される人員である。JICA技術協力事業には、技術協力PJと技術協力個別案件の2タイプがあり、前者はあらかじめ両国間でPJのフレームワーク又は予測される成果等を文書で定めてPJを実施していくもの。他方、本事業は中国側の緊急性・必要性の高い立法課題要請に即応できるよう技術協力個別案件とされ、私の役割は政策助言又は相手方の相談役として援助事業全般の調整あるいは実施促進に従事する個別専門家である。

(2)他国の法整備支援では、専門家が相手国政府機

関に常駐し、C/P機関職員らと共に改正草案等を作成していく総合支援型スタイルが一般的である。しかし本事業C/Pたる全人代法工委は中国政府中枢機関であり外国人の常駐勤務を認める例がないため、PJ事務所を別に設置、日常は電話・メールで対応し、重要事項打合せの際に法工委に赴く。中国側に対する日本法の知見提供は、学識経験者、実務法曹からなる国内研究会を組織し、中国側の質問を踏まえた講義・質疑応答を、法工委メンバー等による訪日研修、又は日本から短期専門家を招く現地セミナーという研究討論会形式で行う。もっとも、中国側スタンスは「中国特色ある社会主義法律体系」を構築した自負を有し、他方で公表前の改正草案はもとより改正論点も重要機密と扱われ積極的開示は期待できない。

(3)よって私の重点任務は、中核となる訪日研修・現地セミナーの質問事項と背景事情を迅速に把握し、日本側に提供して準備に資すること、その対策は「相手方を知ること」(孫子)である。すなわち、法律情報誌や学会情報、社会的に注目された案例評釈等の定点観測、法改正を提案する研究者・実務家・関連NGO、他国ドナー機関との交流により法改正関連情報の収集分析を継続的に行い、当該情報を活動報告書として国内研究会等と情報共有を行う。法工委からの日常的質問にはクイックレスポンスで対応して信頼関係を構築し、改正論点への絞込みを行って研修等に収斂することである。

準備段階では、中国側意向の早期獲得と国内関係先との調整、研修スケジュールへの助言立案、講師等の選定、研修資料の編集・翻訳・監修。研修後に積み残された課題への補充回答。訪日研修では研修団と、現地セミナーでは講師陣と全行程に随行し研修監理を補佐しているが、現場では実務法曹としての発言だけでなく、事実上の通訳、司会進行・記録、報道取材への対応、研修外でもガイド、SP役、さらに日本の歴史・文化等を語れる教養を持った者としても期待され、中国語・中国法・日本法と一般教養に関して自分の至らぬ点の補強が不可欠である(まさに「己を知ること」でもある)。

4　むすび

(1)既にGDP世界第2位の経済大国である中国については、「ODA卒業」だけでなく日中両国関係の急激な変化など他国と異なる状況への配慮も要請され、対中法整備支援の存在意義・成果を、適時適切に発表して日本国内における理解を促進することが重要である[3]。本事業では改正法関連テーマでの日中国際シンポジウム、日本企業向け改正法セミナー、JICA環境PJとの共催シンポジウム等を開催し[4]、私自身も改正法関連論稿を積極的に執筆し、大学・弁護士会委員会WG・研究会等での講義・報告等、多方面での発信を心がけている。

(2)「今後日本は中国とどうつきあっていけば良いのか、貴方は専門家として具体的にどうしていくのか?」これは3年前の面接試験において示された難問だが、赴任後も自らの使命を考える原点である。私は2013年10月の帰任だが、新たな一衣帯水関係構築を目指した今後の支援協力に期待している。本稿が新たなフィールドを志す方の一助となれば幸いである[5]。

---

1)　国際協力機構HP(http://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/approach.html)。
2)　特別座談会「中国への法整備支援の現状と課題―中国民事訴訟法の全面改正」(論究ジュリスト2013年春号)。白出博之「中国民事訴訟法の改正条文等について(1)(2)(3)」(法務省法務総合研究所国際協力部報第53号、第54号、第56号)。白出「中華人民共和国消費者権益保護法修正案(草案)について」(国際商事法務2013年8月号)。
3)　法制度の特殊性から新法が成立施行されても、数年経過しないと支援成果は分かりにくい。逆に短期的事業評価にのみ目を向け、国内への裨益を強調しすぎると、法整備支援の本来の意義、あり方論との調整も必要となる。
4)　本事業の取組につきJICA中国事務所HP(http://www.jica.go.jp/china/office/activities/project/33.html)。
5)　JICAでは即戦力人材の育成・発掘を目的とする能力強化研修「法整備支援コース」を毎年実施している。
http://www.jica.go.jp/recruit/kyokakenshu/ku57pq000014rskb-att/laws_support.pdf